

秋田県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成30年1月30日

秋田県知事 佐竹敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	秋田八郎瀧線	秋田市山内字松原129番2地先から同字田中341番地先

2 供用開始の期日 平成30年1月30日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成30年1月30日から同年2月13日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）